

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人三保隣保園（以下この法人という。）の定款第8条及び第22号の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であってその名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員は、無報酬とする。

(費用弁償の支給等)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 費用弁償の額は3,000円とする。但し1日に及ぶ場合は倍額とする。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年3月29日（評議員会の議決日）から施行する。